

後期高齢者医療保険料は、「山口県後期高齢者医療広域連合」により県内均一に算定されます。 このたび、平成 21 年度の保険料が決まりましたのでお知らせします。

■問い合せ先 国保年金課年金高齢医療係(☎82-1209) 山口県後期高齢者医療広域連合(☎083-921-7110)

●平成 21 年度の保険料と軽減措置 ▷▷

保険料の算定方法は次のとおりです。

保険料

所得割額

(前年所得 - 控除) X 8.71%

均等割額

47,272 円

※被保険者全員が同じ額 を負担します。

限度額 50 万円

保険料の上限は、所 得に関係なく年間50 万円です。

※所得割率(8.71%)と均等割額(47,272円)は、山口県後期高齢者医療広域連合により県内均一に設定されています。

▼所得割額の減額

「賦課のもととなる所得金額」が 58 万円以下(年金収入のみの場 合, 211 万円以下) の人は, 所 得割が一律5割軽減されます。

※国民健康保険以外の健康保険の 扶養であった人は、平成22年3 月まで所得割額がかからず、均 等割額は9割軽減されます。

▼均等割額の減額

軽減内容	住民票上の同一世帯の被保険者および世帯主の 総所得金額の合計額
2割軽減	33万円+【35万円×被保険者数】を超えない 世帯
5 割軽減	33 万円+【24 万 5 千円×被保険者数(被保険 者である世帯主を除く)】を超えない世帯
8.5 割軽減	33 万円を超えない世帯
9割軽減	33 万円を超えない世帯のうち、被保険者全員が 年金収入 80 万円以下で、他の所得がない世帯

●保険料の納付 ▷▷

年金からの差し引きか、納付書または口座振替で直接納めていただきます。

◆平成21年4月以降、年金から保険料が差し引きされている場合

4月

10月

② 「7月 =

2月

4月、6月、8月は、平成19年中の所得をもと に仮算定した保険料額が仮徴収されます。

10月、12月、来年2月は、年間保険料額から仮 徴収分を精算した額が差し引きされます。

◆平成21年4月以降,年金から保険料が差し引きされていない場合(①または②のどちらかで納付)

① 7月 10月

7月、8月、9月は、納付書または口座振替で 納めていただきます。10月,12月,来年2月は、 年金から差し引きされます。

7月以降、毎月、納付書または口座振替で納 めていただきます。

※詳しくは,7月中旬に発送する通知書等をご覧ください。